

がん検診無料クーポン券及び肝炎ウイルス検診無料受診券封入封緘業務仕様書

1 業務の概要

子宮頸がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券、肝炎ウイルス検診無料受診券（以下「クーポン券」という。）を作成し対象者に郵送で配布する。

（1）印刷業務

クーポン券、同封印刷物（クーポン券封入パターン一覧）及びこれらを送付するための封筒を作成すること。

（2）印字業務

クーポン券の一部を宛名として使用するため、本市が提供する印字データをもとに印字を行うこと。

（3）封入封緘業務及び局別の仕分け

上記（1）及び（2）において作成した印刷物を、本市が指定する区分・種類ごとそれぞれ封入封緘すること。

（4）封入封緘された印刷物（以下「成果品」という。）の搬入

受託者は、本市が指定する発送日に、成果品を「郵便区内特別」便で発送するため局別、重量別に仕分けを行い、本市所定の場所へ搬入すること。

（5）通知書データ及び印刷物の余剰分（以下「残紙」という。）の納品

2 契約期間

契約締結日から令和8年6月30日までとする。

3 納期及び発送日

令和8年5月下旬（予定）

4 印刷業務について

（1）印刷物について

印刷物は下表のとおりである。番号①で始まるものに印字業務を実施すること。

表1 印刷物一覧

番号	品名
①-1	子宮頸がん検診無料クーポン券
①-2	乳がん検診無料クーポン券
①-3	肝炎ウイルス検診無料受診券
②	がん検診手帳
③	肝炎ウイルス説明文
④	窓あき封筒（定形封筒）

（2）印刷物の様式について

- ・各印刷物の規格は「別表1 印刷物規格」のとおりとする。
- ・表1印刷物一覧の③肝炎ウイルス説明文④窓あき封筒（定形封筒）の紙色は契約後、打ち合わせを行い決定する。
- ・表1印刷物一覧にある印刷物の電子データ見本（office形式またはPDF形式）を提供する。
- ・受託業務を円滑にするため等の理由で、多少のサイズ、レイアウト、文字の大きさ等の変更については、本市と協議の上定めることができる。

（3）数量について

添付資料2の「クーポン券封入パターン一覧」の予定数量を目安とする。

（4）クーポン券及び受診券について

市長印を朱色で印刷すること。また、市長印の左端を最後の文字の中央に掛け右端は一字字分の空白を残すこと。市長印の大きさは（12mm×12mm）で、契約終了後、公印印影印刷承認申請書を返却すること。

（5）がん検診手帳について

- ・表1の番号②（がん検診手帳）のデータは、厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113130.html>）からデータをダウンロードし、必要に応じて修正すること。
- ・別添の印刷物イメージを基に一部修正するものとする。その他においても、イラストの挿入や修正が発生する場合がある。

5 印字業務について

- ・表1の番号①で始まるものに印字を行う。
- ・本市が提供する印字データ（氏名、郵便番号、住所、方書、生年月日、受診券番号）をもとに、印字すること。氏名や住所の文字数が多い場合も、印字して納品する。
- ・「郵便区内特別」便で発送するために必要なカスタマバーコードを作成し、宛先の下に印字すること。
- ・クーポン券面の一部を宛名として使用するため、封筒の窓部分から郵便番号、住所、氏名、「郵便区内特別」便で発送するために必要なカスタマバーコード以外が見られないようすること。
- ・対象者は、添付資料2の「クーポン券封入パターン一覧」に記載している。

（1）本市が提供する印字データについて

印字業務のために、印字データとユーザ拡張領域外字の文字フォントファイル（以下「外字データ」という。）を本市から提供する。

（2）印字データについて

- ・年齢・性別毎に区分けされたファイルをCDまたはDVD 1枚で提供する。
- ・レコード仕様については、添付資料1「がん検診クーポン券・受診勧奨印刷用ファイル」を参照すること。

（3）受託者独自の管理連番やバーコードの印字について

- ・受託者独自の管理連番やバーコードを印字する場合は甲と協議のうえ決定すること。
- ・独自付番をした場合、本市から提供する印字データに対し、その管理連番を挿入したデータを甲に提供すること。提供時期は作業完了報告書の納入時期とする。

（4）外字データについて

- ・外字データは本市より提供する。なお、このデータファイルの利用は本市との契約に限るものとする。
- ・本市より提供する外字データは、EUDC.tteファイルである。
- ・EUDC.tteファイルは、CD等のメディア、またはメールにて提供する

6 封入封緘及び納品業務

- ・印字したクーポン券を、添付資料2「クーポン券封入パターン一覧」の3.封入パターン一覧に従い、同様に作成した添付書類とともに窓あき封筒（定形封筒）に封入封緘すること。
- ・封入封緘後の1通あたりの重量は、本市が指示する重量に抑えること。なお、重量を調整するために、本市と協議の上規格のサイズ等を変更することができる。
- ・残紙は、本市に納品すること。
- ・成果品は、「郵便区内特別」便で発送するため郵便番号、重量により分別すること。
- ・発送の1週間前までに各郵便局、郵便番号別の件数及び成果品の寸法、実重量を本市に報告すること。
- ・本市が提供する抜き取り対象者データにより対象者の抜き取りを行った場合、その成

果物は本市へ返納すること。

- ・封入封緘する場合は、他の者のクーポン券が混入しないように印字印刷枚数と発送件数のチェック等を行うとともに、必要に応じて検査を行うこと。

- (1) 郵便番号、重量による分別について
郵便番号によって郵便局管内ごとに分別する。

表2 各差出郵便局管内の郵便番号表

郵便番号	郵便局管内	差出郵便局	差出郵便局住所
640-80**	和歌山中央局	和歌山中央局	和歌山市一番丁4
640-81**			
640-81**			
640-83**			
640-84**			
640-01**			
640-03**	山東局	山東局	和歌山市伊太祈曾101-1
641-00**	和歌山南局	和歌山南局	和歌山市和歌川町5-16
649-62**	岩出局	岩出局	岩出市清水357
649-63**	川辺局	和歌山中央局	和歌山市一番丁4

・成果品は、表2の郵便番号及び重量毎に梱包し、かつ納品された箱の状態で内容物が判別できるように箱へラベル（郵便番号、重量）を貼付すること。

・重量については、添付資料2の「クーポン券封入パターン一覧」の4. 封入封緘後重量を参照すること。

(2) 抜き取り対象者データについて

- ・CDまたはDVD1枚で提供する。
- ・レコード仕様については、添付資料1「がん検診クーポン券・受診勧奨異動者ファイル」を参照すること。

(3) 成果品の搬入

受託者は、本市の検品を受けた後、本市立会のもと、本市所定の場所へ成果品を搬入すること。

- ・郵便料金は後納で、本市の負担とする。なお、契約締結後の事情により、搬入する郵便局に変更が発生する場合がある。
- ・搬入に際しては、運搬に細心の注意を払い、破損、紛失等の無いように努めること。

7 通知書データ及び残紙の納品について

- ・未使用の封筒、帳票類、その他資料等残紙については、納品の際にすべて返却すること。
- ・差出郵便郵便局ごとの発送件数がわかる電子記録データを提出すること。
- ・作業完了報告書を提出すること。

8 その他

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得していること。
- ・提供するデータについては和歌山市情報セキュリティポリシー（契約締結後に提供する）、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、廃棄に当たっては本市の指示に従うこと。
- ・提供するデータのファイル形式等は原則変更しないので、必要があれば受託者の負担でシステム設定等を実施し、本委託業務を履行すること。
- ・その他、この仕様書に記載のない事項については都度協議することとする。

別表1 印刷物規格

①-1	表：子宮頸がん検診無料クーポン券 裏：説明文
	【仕上がり寸法】21cm×30cm、ミシン横1本、ミシン縦ジャンプ1本、【用紙】上質紙90K、 【印刷】両面刷表面カラー裏面1色、【版下】データあり（一部修正） 【その他】窓付き封筒に宛名および台帳番号が出るようプリントすること
①-2	表：乳がん検診無料クーポン券 裏：説明文
	【仕上がり寸法】21cm×30cm、ミシン横1本、ミシン縦ジャンプ1本、【用紙】上質紙90K、 【印刷】両面刷表面カラー裏面1色、【版下】データあり（一部修正） 【その他】窓付き封筒に宛名および台帳番号が出るようプリントすること
①-3	表：肝炎ウイルス検診無料受診券 裏：説明文
	【仕上がり寸法】21cm×30cm、ミシン横1本、ミシン縦ジャンプ1本、【用紙】上質紙90K、 【印刷】両面刷表面カラー裏面1色、【版下】データあり（一部修正） 【その他】窓付き封筒に宛名および台帳番号が出るようプリントすること
②	がん検診手帳
	【仕上がり寸法】A6、32P、中とじ（針金2ヶ所）、【用紙】上質紙55K、【印刷】両面刷カラ一、【版下】データあり（一部修正、追加） 【その他】製本加工貢物32ページ中綴じ製本
③	肝炎ウイルス説明文
	【仕上がり寸法】A4、【用紙】色上質紙55K、【印刷】片面印刷2色、【版下】データあり（一部修正）
④	窓あき封筒（定形封筒）
	【封筒サイズ】長形3号、紙窓1箇所、【用紙】色封筒クラフト85g、【印刷】両面刷表面2色裏面2色、【版下】データあり（一部修正） 【その他】 <ul style="list-style-type: none">・クーポン券面の一部を宛名として使用するため、封筒の窓部分から、郵便番号、住所、氏名以外が見られないようにすること。・紙色は契約後、打ち合わせを行い、決定する。

1. ファイル仕様

- ①文字コード : Unicode16
 ②サロゲートエリア : 有
 ③エンコーディング : UTF-16LE
 ④データ形式 : 可変長CSV（カンマ区切り・クオート文字なし）・ヘッダ行なし・改行あり
 ⑤フォント : M S 明朝
 ⑥和歌山市独自外字 : 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定

2. レコード仕様

項目番号	項目名	説明	属性	桁数
1	受診券番号	種別+連番の11桁で受診券番号を構成し、異動者の引き抜き番号としても使用する ※種別と連番の間はカンマ区切りなし		
1-1	種別	①クーポン券 20歳男性 : 0111 20歳女性 : 0112 25歳男性 : 0113 25歳女性 : 0114 30歳男性 : 0115 30歳女性 : 0116 35歳男性 : 0117 35歳女性 : 0118 40歳男性 : 0119 40歳女性 : 0120 45歳男性 : 0121 45歳女性 : 0122 50歳男性 : 0123 50歳女性 : 0124 55歳男性 : 0125 55歳女性 : 0126 60歳男性 : 0127 60歳女性 : 0128 65歳男性 : 0129 65歳女性 : 0130 ②受診勧奨 20~39歳女性 : 0101 40~69歳女性 : 0102 40~69歳男性 : 0103 20歳男性 : 0151 20歳女性 : 0152 25歳男性 : 0153 25歳女性 : 0154 30歳男性 : 0155 30歳女性 : 0156 35歳男性 : 0157 35歳女性 : 0158 40歳男性 : 0159 40歳女性 : 0160 45歳男性 : 0161 45歳女性 : 0162 50歳男性 : 0163 50歳女性 : 0164 55歳男性 : 0165 55歳女性 : 0166 60歳男性 : 0167 60歳女性 : 0168 65歳男性 : 0169 65歳女性 : 0170 ※現在使用中の種別のみ文字色を赤くしています。	9	4
1-2	連番	前ゼロあり	9	7
2	生年月日	西暦8桁 (YYYYMMDD)	9	8
3	郵便番号	XXXY-YYYY	X	8
4	住所	現住所	N	200
5	方書	マンション名など	N	200
6	漢字氏名		N	200
7	世帯主漢字氏名	※成人検診の場合はファイルに出力しない (予防接種 印刷委託ファイルのレイアウトとの互換用)	N	200
8	ラストドамиー	Z固定 ※印刷には使用しない	X	1

属性 9 数字項目
X 英数字項目
N 日本語項目

桁数 当該項目の最大文字数

3. 特記事項

- ①がん検診クーポン券・受診勧奨の印刷委託ファイルでは、世帯主漢字氏名はファイルに出力しない
(予防接種 印刷委託ファイルのレイアウトとの互換用)

②クーポン券は上記の内、20歳女性・40歳男性・40歳女性・45歳男性・45歳女性のみ使用しています。残りの種別は将来の拡張用のため、現状は未使用です。
⇒2017/11 事業方針変更により、50歳男性・50歳女性を新たに使用予定です。

③受診勧奨は上記の内、20~39歳女性・40~69歳女性・40~69歳男性のみ使用しています。
⇒2017/11 事業方針変更により、現在使用中の種別を未使用とし、25歳女性・30歳女性・35歳女性・55歳男性・60歳女性・65歳男性・65歳女性を新たに使用予定です。

4. 委託ファイル出力例 ※40歳男性の場合

01190000001, 19400501, 123-4567, 和歌山市〇〇町 1 丁目 2 番 3 号, △△アパート 101, 和歌山 大腸太郎,, Z
01190000002, 19400701, 222-3333, 和歌山市××2 丁目 3-5,, 和歌山 大腸次郎,, Z

がん検診クーポン券・受診勧奨 異動者ファイル

1. ファイル仕様

- ①文字コード : Unicode16
 ②サロゲートエリア : 有
 ③エンコーディング : UTF-16LE
 ④データ形式 : 可変長CSV（カンマ区切り・クオート文字なし）・ヘッダ行なし・改行あり
 ⑤フォント : M S 明朝
 ⑥和歌山市独自外字 : 共通基盤の外字ファイルを提供いただく想定

2. レコード仕様

項目番号	項目名	説明	属性	桁数
1	受診券番号	種別+連番の11桁で受診券番号を構成し、異動者の引き抜き番号としても使用する ※種別と連番の間はカンマ区切りなし		
1-1	種別	①クーポン券 20歳男性 : 0111 20歳女性 : 0112 25歳男性 : 0113 25歳女性 : 0114 30歳男性 : 0115 30歳女性 : 0116 35歳男性 : 0117 35歳女性 : 0118 40歳男性 : 0119 40歳女性 : 0120 45歳男性 : 0121 45歳女性 : 0122 50歳男性 : 0123 50歳女性 : 0124 55歳男性 : 0125 55歳女性 : 0126 60歳男性 : 0127 60歳女性 : 0128 65歳男性 : 0129 65歳女性 : 0130 ②受診勧奨 20~39歳女性 : 0101 40~69歳女性 : 0102 40~69歳男性 : 0103 20歳男性 : 0151 20歳女性 : 0152 25歳男性 : 0153 25歳女性 : 0154 30歳男性 : 0155 30歳女性 : 0156 35歳男性 : 0157 35歳女性 : 0158 40歳男性 : 0159 40歳女性 : 0160 45歳男性 : 0161 45歳女性 : 0162 50歳男性 : 0163 50歳女性 : 0164 55歳男性 : 0165 55歳女性 : 0166 60歳男性 : 0167 60歳女性 : 0168 65歳男性 : 0169 65歳女性 : 0170 ※現在使用中の種別のみ文字色を赤くしています。	9	4
1-2	連番	前ゼロあり	9	7
2	漢字氏名		N	200
3	宛名番号		9	8

属性 9 数字項目
X 英数字項目
N 日本語項目

桁数 当該項目の最大文字数

3. 特記事項

- ①がん検診クーポン券・受診勧奨の印刷委託ファイルでは、世帯主漢字氏名はファイルに出力しない
(予防接種 印刷委託ファイルのレイアウトとの互換用)

②クーポン券は上記の内、20歳女性・40歳男性・40歳女性・45歳男性・45歳女性のみ使用しています。残りの種別は将来の拡張用のため、現状は未使用です。
⇒2017/11 事業方針変更により、50歳男性・50歳女性を新たに使用予定です。

③受診勧奨は上記の内、20~39歳女性・40~69歳女性・40~69歳男性のみ使用しています。
⇒2017/11 事業方針変更により、現在使用中の種別を未使用とし、25歳女性・30歳女性・35歳女性・55歳男性・60歳女性・65歳男性・65歳女性を新たに使用予定です。

4. 委託ファイル出力例 ※40歳男性の場合

01190000002, 和歌山 大腸次郎, 12345678

添付資料2

クーポン券封入パターン一覧

1. 基準日：令和8年4月20日

2. 対象者：基準日時点で住民基本台帳に登録されている人で下記の生年月日該当者

対象者	生年月日範囲	データ名	予定数量	封入物
女性20歳	平成17年4月2日～平成18年4月1日	女性20	1,600	①-1、②、④
女性40歳	昭和60年4月2日～昭和61年4月1日	女性40	2,100	①-2、①-3、②、③、④
男性40歳	昭和60年4月2日～昭和61年4月1日	男性40	2,100	①-3、③、④

3. 封入パターン一覧

封入物	品 名	女性20歳	女性40歳	男性40歳	予定数量
①-1	子宮頸がん検診無料クーポン券	○	×	×	1,600
①-2	乳がん検診無料クーポン券	×	○	×	2,100
①-3	肝炎ウイルス検診無料受診券	×	○	○	4,200
②	がん検診手帳	○	○	×	3,700
③	肝炎ウイルス説明文	×	○	○	4,200
④	窓あき封筒（定形封筒）	○	○	○	5,800

3. 封入封緘後重量

対象者	生年月日範囲	封入封緘後重量
女性20歳	平成17年4月2日～平成18年4月1日	50g以内
女性40歳	昭和60年4月2日～昭和61年4月1日	50g以内
男性40歳	昭和60年4月2日～昭和61年4月2日	50g以内

入札での注意点

(疑義の質問について)

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で地域保健課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

FAX あて先 073-431-9980 (和歌山市保健所 地域保健課)

【問合せ先】

和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班
〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号
電話 073-488-5121
FAX 073-431-9980
(平日8時30分～17時15分)
がん検診について ⇒



子宮頸がん検診無料クーポン券をお届けします

和歌山市では、職場などでがん検診を受ける機会のない市民の方を対象にがん検診を実施しています。
この無料クーポンをきっかけに、定期的にがん検診を受けましょう。

■ 無料クーポンの対象者

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの女性（令和7年4月1日時点で20歳の女性）

■ 受診の流れ

無料クーポン券を 受け取る

無料で受診ができるのは
今回のみ！
有効期限を過ぎると使用
できないので、ご注意く
ださい。

受診する医療機関を 選び、予約する

同封の医療機関一覧表
から選びましょう。
予約時に、無料クーポン
を利用することを伝えて
ください。

受診する

無料クーポン券、健康保
険証を忘れずに！

* 検診部位に症状がある場合や治療中・経過観察中の場合は、検診ではなく、早めに医療機関を受診してください。

▼ 切り離し無効

【検診内容】

問診・視診・頸部細胞診

【結果について】

がん検診は決して万能で
なく、すべてのがんを発見
できるわけではありません。

結果が「異常なし」でも、
自覚症状や気になることが
あれば、かかりつけ医師に
相談してください。

「精密検査が必要」と判断
された方は、すみやかに受
診してください。

子宮頸がん検診無料 クーポン券

交付年月日 令和7年5月28日
有効期限 令和8年3月31日

受診券番号:

氏 名:

生年月日:

住 所:

受診券番号

交付年月日

令和7年5月28日

氏 名

住 所

和歌山市長 尾花 正啓

和歌山市

よくあるお問合せ

和歌山市外に引っ越しした場合、引っ越し先の市区町村でもこのクーポン券を使用することができますか？

⇒ 和歌山市のクーポンは使用できません。引っ越し先の市区町村にお問合せください。

必ず検診を受けないといけないですか？

⇒ 強制ではありませんが、がんになる人は増え続けています。

早期のがんは自覚症状がほとんどないので、受診をお勧めします。

クーポン券を失くしてしまいました。

⇒ 再発行できます。事前にお問合せのうえ、本人確認書類をご持参いただき、保健所に来所してください。

再検査や精密検査が必要と言われたが、これも無料ですか？

⇒ 再検査や精密検査の料金はクーポン券に含まれておりません。ご了承ください。

クーポン到着までに受診していた場合

検診受診料の払い戻しに該当する場合があります。詳細は以下をご確認ください。

対象者	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの女性（令和7年度の無料クーポン券対象者）で、令和7年4月1日から無料クーポン券到着までに、和歌山市が実施している健康増進法に基づく子宮頸がん検診を受診した方。 ※注意※ 保険診療、人間ドック、職場の検診、同封の検診実施医療機関一覧に記載していない医療機関で受診した場合は、 <u>払い戻しの対象</u> なりません。
申請方法	原則ご本人（やむを得ない場合はご家族の方）が受付窓口に来所。 受付窓口 ⇒ 和歌山市保健所2階 地域保健課 健康づくり班（11番窓口）
持参物	（1）領収書（検診日・検診費用・受診機関名が確認できるもの）及び明細書 （2）子宮頸がん検診無料クーポン券 （3）振込口座の口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカードのコピー等） （4）本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） （5）印鑑
払戻金額	2,000円
申請期限	令和8年3月31日（火）
注意事項	検診費用が上記の「払戻金額」と異なる場合、返還できない可能性があります。 和歌山市保健所地域保健課までお問合せください。

【受診者の方へ】

◎1度使用されたクーポン券は使用できません。

◎このクーポン券が、盗難・紛失または滅失された場合はすぐに問合せ先へ連絡してください。

再発行を希望される方は、有効期限内であれば再発行します。

◎このクーポン券の売買、第三者への譲渡はできません。

◎このクーポン券に記入された内容が修正された場合は、使用できません。

【検診機関の方へ】

◎このクーポン券を受け取った後、発券もとの市町村に本券を検診関係の書類と一緒に提出してください。

◎この検診券を使用する場合は、保険証等の本人確認書類で必ず本人確認を行ってください。

【受診確認および請求書】

このクーポン券の対象者が、検診を受診された、検診費用の請求をします。

令和 年 月 日

検診機関名

住 所

代 表 者

本クーポン券の使用に関する問合せのほか、紛失された場合は必ずご連絡ください。

問合せ先

電話（直通）073-488-5121

和歌山市保健所 地域保健課

【問合せ先】

和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班
〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号
電話 073-488-5121
FAX 073-431-9980
(平日8時30分～17時15分)
がん検診について ⇒



乳がん検診無料クーポン券をお届けします

和歌山市では、職場などでがん検診を受ける機会のない市民の方を対象にがん検診を実施しています。
この無料クーポンをきっかけに、定期的にがん検診を受けましょう。

■ 無料クーポンの対象者

昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれの女性（令和7年4月1日時点で40歳の女性）

■ 受診の流れ

無料クーポン券を 受け取る

無料で受診ができるのは
今回のみ！
有効期限を過ぎると使用
できないので、ご注意く
ださい。

受診する医療機関を 選び、予約する

同封の医療機関一覧表
から選びましょう。
予約時に、無料クーポン
を利用することを伝えて
ください。

受診する

無料クーポン券、健康保
険証を忘れずに！

* 集団検診も実施しています。日程等は和歌山市のホームページや市報わかやまでご確認ください。

* 心臓ペースメーカー及び除細動器を装着している方は検診を受けることができません。

* 検診部位に症状がある場合や治療中・経過観察中の場合は、検診ではなく、早めに医療機関を受診してください。 ▼切り離し無効

【検診内容】

問診・マンモグラフィ

【結果について】

がん検診は決して万能で
なく、すべてのがんを発見
できるわけではありません。

結果が「異常なし」でも、
自覚症状や気になることが
あれば、かかりつけ医師に
相談してください。

「精密検査が必要」と判断
された方は、すみやかに受
診してください。

乳がん検診無料 クーポン券

交付年月日 令和7年5月28日
有効期限 令和8年3月31日

受診券番号:

氏 名:

生年月日:

住 所:

受診券番号

交付年月日

令和7年5月28日

氏 名

住 所

和歌山市長 尾花 正啓

和歌山市

よくあるお問合せ

和歌山市外に引っ越しした場合、引っ越し先の市区町村でもこのクーポン券を使用することができますか？

⇒ 和歌山市のクーポンは使用できません。引っ越し先の市区町村にお問合せください。

必ず検診を受けないといけないですか？

⇒ 強制ではありませんが、がんになる人は増え続けています。

早期のがんは自覚症状がほとんどないので、受診をお勧めします。

クーポン券を失くしてしまいました。

⇒ 再発行できます。事前にお問合せのうえ、本人確認書類をご持参いただき、保健所に来所してください。

再検査や精密検査が必要と言われたが、これも無料ですか？

⇒ 再検査や精密検査の料金は、クーポン券に含まれておりません。ご了承ください。

クーポン到着までに受診していた場合

検診受診料の払い戻しに該当する場合があります。詳細は以下をご確認ください。

対象者	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれの女性（令和7年度の無料クーポン券対象者）で、令和7年4月1日から無料クーポン券到着までに、和歌山市が実施している健康増進法に基づく乳がん検診を受診した方。 ※注意※ 保険診療、人間ドック、職場の検診、同封の検診実施医療機関一覧に記載していない医療機関で受診した場合は払い戻しの対象となりません。
申請方法	原則ご本人（やむを得ない場合はご家族の方）が受付窓口に来所。 受付窓口 ⇒ 和歌山市保健所2階 地域保健課 健康づくり班（11番窓口）
持参物	（1）領収書（検診日・検診費用・受診機関名が確認できるもの）及び明細書 （2）乳がん検診無料クーポン券 （3）振込口座の口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカードのコピー等） （4）本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） （5）印鑑
払戻金額	個別検診の場合：2,000円 集団検診の場合：1,500円
申請期限	令和8年3月31日（火）
注意事項	検診費用が上記の「払戻金額」と異なる場合、返還できない可能性があります。 和歌山市保健所地域保健課までお問合せください。

【受診者の方へ】

◎1度使用されたクーポン券は使用できません。

◎このクーポン券が、盗難・紛失または滅失された場合はすぐに問合せ先へ連絡してください。

再発行を希望される方は、有効期限内であれば再発行します。

◎このクーポン券の売買、第三者への譲渡はできません。

◎このクーポン券に記入された内容が修正された場合は、使用できません。

【検診機関の方へ】

◎このクーポン券を受け取った後、発券もとの市町村に本券を検診関係の書類と一緒に提出してください。

◎この検診券を使用する場合は、保険証等の本人確認書類で必ず本人確認を行ってください。

【受診確認および請求書】

このクーポン券の対象者が、検診を受診された、検診費用の請求をします。

令和 年 月 日

検診機関名

住 所

代 表 者

本クーポン券の使用に関する問合せのほか、紛失された場合は必ずご連絡ください。

問合せ先

電話（直通）073-488-5121

和歌山市保健所 地域保健課

【問合せ先】

和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班

〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号

電話 073-488-5121

FAX 073-431-9980

(平日8時30分～17時15分)

肝炎ウイルス検診無料受診券をお届けします

肝炎ウイルスに感染すると、肝がんにかかりやすいといわれています。

通常の日常生活で感染することはありませんが、肝炎ウイルスの感染経路は様々です。

自覚なしに感染している可能性があるため、少なくとも一生に一回は検査を受けることが推奨されています。

■ 無料受診券の対象者

昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれで、

過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方、肝炎ウイルスの治療を受けたことがない方。

■ 受診の流れ

無料受診券を 受け取る

無料で受診ができるのは
今回のみ！
有効期限を過ぎると使用
できないので、ご注意く
ださい。

受診する医療機関を 選び、予約する

同封の医療機関一覧表
から選びましょう。
予約時に、無料受診券を
利用することを伝えてく
ださい。

受診する

無料受診券、健康保険証
を忘れずに！

* 医療機関によっては、特定健診と同時実施時の肝炎ウイルス検査実施可能な場合があります。

受診する前に必ず医療機関にお問合せください。

▼切り離し無効



Information Examination Medical Treatment
Enlightenment

肝炎総合対策の推進

肝炎ウイルス検診無料受診券

交付年月日 令和7年5月28日

有効期限 令和8年3月31日

【検診内容】

- 問診
- 血液検査(B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査)

【結果について】

- 肝炎ウイルスに感染していたとしても、肝臓の状態は人に
よってまちまちです。
- まずは専門医に相談してみましょう。

受診券番号:

氏 名:

生年月日:

住 所:

受診券番号

交付年月日

令和7年5月28日

氏 名

住 所

和歌山市長 尾花 正啓

和歌山市

よくあるお問合せ

和歌山市外に引っ越しした場合、引っ越し先の市区町村でもこの受診券を使用することができますか？

⇒ 和歌山市の無料受診券は使用できません。引っ越し先の市区町村にお問合せください。

必ず検診を受けないといけないですか？

⇒ 強制ではありません。

しかし、肝臓は沈黙の臓器と言われ、病気になっても自覚症状がほとんどありません。

今まで一度も受けられたことがない場合等は、受診されることをお勧めします。

受診券を失くしてしまいました。

⇒ 再発行できます。事前にお問合せのうえ、本人確認書類をご持参いただき、保健所に来所してください。

再検査や精密検査が必要と言われたが、これも無料ですか？

⇒ 再検査や精密検査の料金は、受診券に含まれておりませんので、ご了承ください。

無料受診券到着までに受診していた場合

検診受診料の払い戻しに該当する場合があります。詳細は以下をご確認ください。

対象者	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれの方（令和7年度の無料受診券対象者）で、令和7年4月1日から無料受診券到着までに、和歌山市が実施している健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診を受診した方。 ※注意※ 保険診療、人間ドック、職場の検診、同封の検診実施医療機関一覧に記載していない医療機関で受診した場合は、 <u>払い戻しの対象</u> なりません。
申請方法	原則ご本人（やむを得ない場合はご家族の方）が受付窓口に来所。 受付窓口 ⇒ 和歌山市保健所2階 地域保健課 健康づくり班（11番窓口）
持参物	(1)領収書（検診日・検診費用・受診機関名が確認できるもの）及び明細書 (2)肝炎ウイルス検診無料受診券 (3)振込口座の口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカードのコピー等） (4)本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） (5)印鑑
払戻金額	1,000円
申請期限	令和8年3月31日（火）
注意事項	検診費用が上記の「払戻金額」と異なる場合、返還できない可能性があります。 和歌山市保健所地域保健課までお問合せください。

【受診者の方へ】

◎本検診は、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがある方及び他の機会に肝炎ウイルス検査を受ける予定のある方は対象となります。

◎受診の際は、この受診券を必ず窓口に提出してください。

◎一度使用された受診券は使用できません。

◎この受診券の売買、第三者への譲渡はできません。

◎この受診券に記入された内容が修正された場合は、使用できません。

【検診機関の方へ】

◎この受診券を受け取った後、発券もとの市町村に本券を検診関係の書類と一緒に提出してください。

◎この検診券を使用する場合は、保険証等の本人確認書類で必ず本人確認を行ってください。

令和 年 月 日

検診機関名

住 所

本受診券の使用に関する問合せのほか、紛失された場合は必ずご連絡ください。

問合せ先

電話（直通）073-488-5121

和歌山市保健所 地域保健課

日本のがん検診受診率を50%にあげることを目標として、
平成21年度(2009年度)より、
一定の年齢の方々に対する
「がん検診無料クーポン券配布」を開始しました。
あなたの健康のために、がんを早期に発見し、
早期に治療できるよう、どうぞ健診を受けてください。

目次

- はじめに がんがまだ「他人事」のあなたへ 1
- 「子宮頸がん」ってどんな病気? 3
なぜ「子宮頸がん」の検診は効果的なのか
- 「乳がん」ってどんな病気? 14
なぜ「乳がん」の検診は効果的なのか
- あなたのメモ欄 26
- あなたの地域の相談支援センター一覧 29

和歌山市

がん 検診手帳

CANCER SCREENING POCKETBOOK

この手帳は、
乳がんと子宮頸がんの検診を
受けるための説明書です。
この手帳をもらった方は、
「無料で」がん検診を受けられます。

がん検診ってなに?

がんによる死亡を防ぐためには、がんにかからないようにすることが重要です。がんは遺伝するといわれていますが、実は、遺伝によるがんは5%程度と少なく、むしろ、喫煙、食生活及び運動等の生活習慣が原因である方が多く、これらに気をつけて発がんリスクを下げる必要があります。しかし、発がんリスクを下げるため生活習慣の改善を心がけたとしても、がんにかかるリスクをゼロにすることはできません。そこで重要なのが、がん検診です。医学の進歩等により、がんは、現在、約60%の方が“治る”ようになりました。特に進行していない初期の段階で発見し、適切な治療を行うことで、非常に高い確率で治癒します。従って、そうしたがんを“初期”的な段階で見つける「がん検診」は、がんの死亡率を下げるのに非常に有効だと考えられます。しかし、日本のがん検診受診率はOECD加盟国の中で最低レベルです。米国などでは、がんの死亡者数が、減っていますが、日本では増えています。いまや年間およそ37万人(死因の3分の1)が、がんで亡くなっています。これは世界最高レベルです。

2

<はじめに>

がんがまだ「他人事」のあなたへ

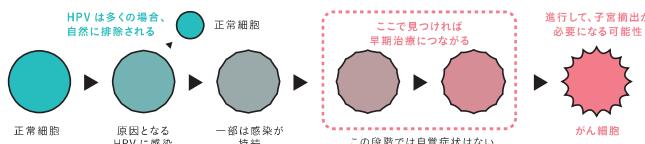
日本の男性の3人に2人が、女性の2人に1人が、生涯にがんを発症します。若くても、これまで病気ひとしたことがなくとも、突然、がんが見つかる可能性はあります。特に女性は、若い世代でがんになる方が多いです。子宮頸がんがいちばん多いのは30代前半です。では、いったいどうすればよいのでしょうか?まずは、この手帳を読んでください。そして、がん検診を受けてください。それが、「がんで命を落とさないための特効薬」なのです。



1

子宮頸がん検診が効果的です

子宮頸がんは、初期には症状がほとんどなく、自覚症状があらわれる頃には病状が進行していることが少なくありません。しかし、子宮頸がん検診を受けることで、がんになる前の正常でない細胞の段階で発見することも可能です。子宮頸がん検診の効果のほどは実証ずみで、欧米では、8割以上の女性が検診を受けているほどです。検診は、ヘラやブラシなどで子宮頸部の細胞をこすり取るだけで、少し出血する可能性はありますが、痛みを感じることは少ないです。検診を受けることは子宮頸がん予防と早期発見への第一歩です。面倒だから恥ずかしいから…とためらわず、20歳を過ぎたら、2年に1度、継続的に検診を受け続けることが大事ですので、お忘れなく。

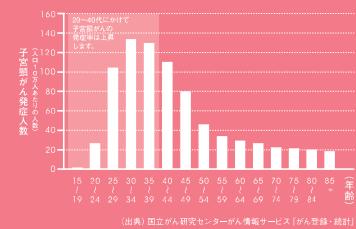


4

「子宮頸がん」ってどんな病気?

子宮頸がんは、子宮の入り口である子宮頸部の表面の細胞にがんができる病気です。子宮頸がんは日本では年間約33,000人が発症し、約2,900人が死亡しているがんであり、女性特有のがんの第3位の発症率となっています。また、たとえ死亡に至らないまでも、ごく初期のがんを除いては子宮全摘が施行され、その場合は妊娠や出産ができなくなることはもちろん、排尿障害などの後遺症やQOL(生活の質)低下に悩まされることもあります。子宮頸がんは近年、20代や30代の若年層で増加傾向にあり、これから結婚や出産を迎える年代の女性や、幼い子供を持つ母親にとって深刻な問題です。子宮頸がんは、若い女性の妊娠や出産の可能性、健やかな日常生活を奪うがんと言えます。

日本人女性における子宮頸がんの発症状況(2012年)



3

子宮頸がんの原因について

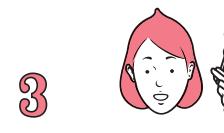
子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(HPV)というウイルスの持続的な感染が原因となって発症します。HPVの子宮頸部への感染はほとんどが性交渉によりますが、このウイルスに感染すること自体は決して特別なことではなく、誰でも感染する可能性があります。HPVに感染しても、ほとんどの場合は自然に排除されますが、ウイルスが排除されずに長期間感染が続く場合があり、ごく一部のケースで数年～数十年間かけて、子宮頸がんを発症します。子宮頸がんは長期間かけて発症する病気であり、早期に発見すればがんといってもほぼ治癒します。検診で、子宮頸がんからあなたの体を守りましょう。

6

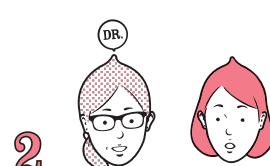
子宮頸がん検診ではどのような検査をするのですか?



問診: 初潮の年齢や生理の様子、妊娠・出産歴、自觉症状の有無などを問診票に記入。さらに、診察室で医師からの質問に答えます。



細胞診: ヘラやブラシのようなものを体内に挿し、子宮頸部の粘膜を軽くなでるようにして細胞を探取します。この時、少し出血する可能性はありますが、痛みなどを感じることは少ないです。



検診終了: 診察時間は、10～20分です。約2～4週間で、細胞診の結果も含めた検査結果がわかります。



5



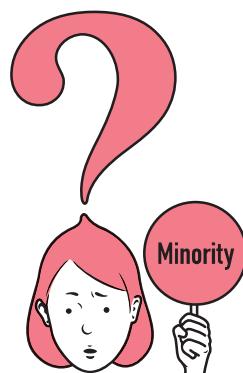
まわりも子宮頸がん検診を受けていないから、平気…?

日本のがん検診受診率はOECD加盟国の中で最低レベルです。また、特に若い世代で子宮頸がんが増えています。

なぜ、「子宮頸がん」の検診は効果的なのか

—子宮頸がんについての素朴なギモンに答えます—

3つの理由



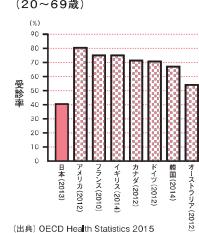
20代、30代で子宮頸がんになるのは、少数派なので?

子宮頸がんの原因はウイルスの持続的な感染で、若い人に増えています。一般的にがんは、年齢とともに発症数が増えますが、子宮頸がんは20代や30代で増加傾向にあります。早期がんでは症状は出ないので、検診が必要です。

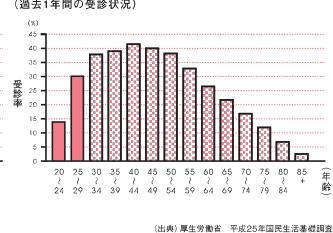


子宮頸がん検診の場合、米国では80%以上の女性が受けているのに、日本では40%程度です。特に、20歳代前半の女性で子宮頸がん検診を受けているのは14%ほどで、極めて低い状況です。子宮頸がんは20代・30代に急増中であるため、このような年代から子宮頸がん検診を受けるべきです。

先進国の子宮頸がん検診受診率(20~69歳)

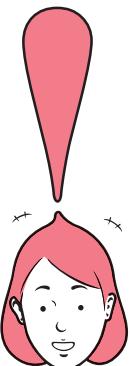


日本人女性における子宮頸がん検診の年齢別受診状況(過去1年間の受診状況)

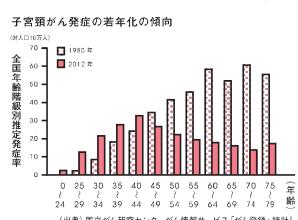


子宮頸がんになったと知るのがコワイんだけど…

子宮頸がんは不治の病ではありません。7割程度が治ると考えられます。早期がんなら、完治の可能性もぐっと高くなります。



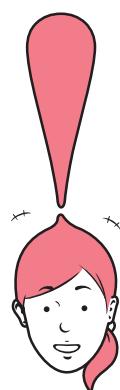
子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス(HPV)というウイルスの持続的な感染が原因となって発症します。過去30年でみると、20～30代に急増しています。妊娠をきっかけに、子宮頸がんが発見されることもめずらしくありません。早期発見のためには子宮頸がん検診が効果的です。検診は、ヘラやブラシなどで子宮頸部の細胞をこすり取るだけの簡単なもので、痛みもなく、数分で終了します。



「乳がん」ってどんな病気?

乳がんは、乳房の中にある乳腺(母乳をつくるところ)にできる悪性腫瘍で、乳がんの発生や増殖には、「エストロゲン」と呼ばれる女性ホルモンが深くかかわっています。特に40歳代後半にもっと多く発生しています。乳がんの半分近くが、乳首より上の外側にできます。乳がんは、女性にできるがんのなかで一番多く、年間約83,000人が、乳がんになり、年間約13,000人が乳がんのため亡くなっています。乳がんだけで交通事故死の2倍の方が亡くなっているのです。けっして他人事ではありません!しかし、乳がんになってしまって、多くの方は、治療により、乳がんを克服

子宮頸がんは、初期の段階ではほとんど無症状で、子宮頸がん検診によって発見されることが多いです。子宮頸がんは検診の有効性が世界各国で証明されています。がん検診を受ければ、がんが進行すれば、つらい症状が出てくる可能性がありますし、治癒率も減ってきます。もっとも初期の段階のがんでは子宮頸部の異常な組織を取り除く手術(円錐切除術)によって8割以上が治り、子宮も温存できます。しかし、がんの進行とともに治癒率は下がりますし子宮全摘が施行されます。ほんとうにコワイのは、「がんが進行しているのに気づいていない」状態ではないでしょうか?



乳がんになりやすい人ってどんな人?

乳がんの直接的な原因については、まだはっきりとしたことは分かっていません。しかし、統計的な調査によって、乳がんの危険因子が次第に明らかになっていきます。

乳がんが増加している背景には、女性の社会進出にもつながる晩婚化などで乳腺がエストロゲンにさらされている時間が長くなつたことが要因として考えられています。また、閉経後は、エストロゲンが脂肪細胞で作られるため、閉経後に肥満している女性では、乳がんのリスクが高くなるとも言われています。

16

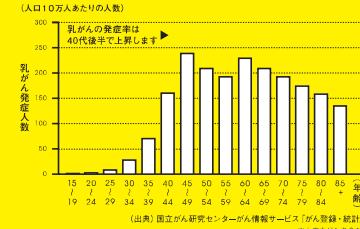
乳がんの危険因子

- 1 年齢(40歳以上)
- 2 未婚の人
- 3 高齢初産の人(出産をしていない人)
- 4 初潮が早く、閉経が遅い人
- 5 肥満の人(閉経後)
- 6 血縁者に乳がんになった人がいる
- 7 良性の乳腺疾患になったことがある
- 8 乳がんになったことがある
- 9 閉経後ホルモン補充療法・
経口避妊薬使用の経験がある

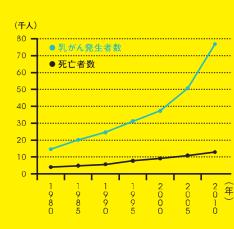
(欧米では危険因子とされているが、日本人でははっきりしていない)

したか、あるいは克服しつつあるということになります。すなわち乳がんは、他のがんの中でも比較的性質のよい、治りやすいがんであるということができます。乳がんを早期に発見できれば、乳がんの死亡者数を低下させることは十分可能です。この早期発見のために乳がん検診が果たす役割は非常に大きいのです。

日本人女性における乳がんの発症状況(2012年)



日本人における乳がんの発症者数と死亡者数の推移



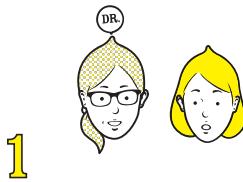
15

乳がん検診って何をするの?

1 問診 + 2 マンモグラフィ検査

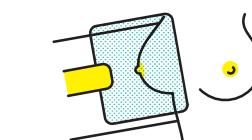
施設によっては、女性医師、女性技師さんが担当します。

安心して受診できる工夫がされています。



1

問診：初潮の年齢や妊娠、出産の経験、前回の月経などのほか、乳房に痛み、熱感、かゆみなどがあるか。これまでに乳房の病気をしたことがあるか、血縁の家族に乳がん患者はいるか、などを確認します。



2 乳房を斜めに圧迫して撮影します。がんができるやすい乳房外側上部も、よく抽出できる撮影方法です。

マンモグラフィ検査：乳房専用のX線撮影のことです。小さなこりや、しごりになる前の石灰化した微細な乳がんの発見に威力を発揮する検査法で、乳がんの早期発見に欠かすことのできないものです。ただし、乳腺が密な若い人の場合は、しごりを見つけることが難しいことがあります。

また、X線撮影のため、妊娠している人は適しません。

乳房を圧迫しますので、痛みを感じの方もいます。

生理前10日間を避けておけば痛みが少いようです。

18

早期がんで発見すれば、ほぼ治る!

乳がんがみつかっても、早くに見つけて治療すれば、より高い確率で完全に治すことができます。さらに乳房を温存しながら、わずかの切除手術でがんを取り除くことも可能です。乳がん早期発見の秘訣は、「乳がん検診」を定期的に受けることです！あなたとあなたの大切な人のために乳がん検診で乳がんの早期発見を心がけてください。

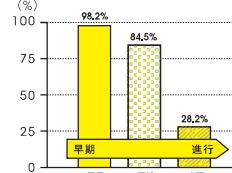
乳がんは、体の外から自分で触って異常を確かめることができます。乳がんのセルフチェックは、月に一度、生理がある方の場合、出血が終わって4～7日後に行います。習慣的に自分のお乳の触り心地を覚えておき、何か変わったら、迷わず専門医の診察を受けましょう。

①まずは鏡の前で胸を上げ下げして、ひきつりなどの異常がないか自分でチェックします。

②次に仰向けに寝て、指でつまむのではなく4本の指をそろえ、指の腹で軽く押すようにして、しごり（硬い部分）がないかどうか、まんべんなく触れます。

③最後に乳首をつまみ、分泌液がないかチェック。

進展度別 乳がんの5年生存率 (%)



【出典】国がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」
① 図表：乳癌の早期発見による生存率
② 説明：乳房外側上部：乳頭基部の皮膚から乳輪への乳管が走る部分
③ 説明：乳首：乳頭の周囲に位置する乳頭周囲組織（乳腺輪）



17

食事や運動に
気をついているし、
遺伝的にも大丈夫だから…

がんは、遺伝でできるものではなく、
生活習慣の影響が大きい病気です。
ただし、生活習慣に気をつけても、
がんになるリスクは残ります。

乳がんに
なったと知るのが
コワいんだけど…

乳がんは不治の病ではありません。
乳がん全体で見れば、8割以上が治る
と考えられます。早期がんなら、
完治の可能性もぐっと高くなります。

20

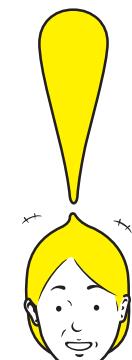
なぜ、「乳がん」の検診は効果的なのか

—乳がんについての素朴なギモンに答えます—

3つの理由

遺伝するがんは、全体の5%にすぎません。そもそも、毎日多くのがん細胞ができては、免疫の細胞に殺されています。たまたま、免疫が取りこぼしたがん細胞が、10～15年近い時間を経て、目に見える「がん」に育っていくのです。たばこを吸わぬ、酒も飲まず、食事のバランスに気をつけ、運動を心がけても、がんになるリスク（危険性）は減少しますが、ゼロにはなりません。

ですから、次の備えとして、早期に見つけて完治させる「がん検診」が必要なのです。「生活習慣の改善+がん検診」で、がんで死ぬ確率は大きく下がります。がんにならなければ、がんでは死になません。そのためには、禁煙が大事。そのほか、お酒もほどほどにして、野菜中心の食生活や運動を心がければ、がんになるリスクは大きく減ります。しかし、それでも、がんになるリスクは残ります。ですから、「2段がまえ」が大事、検診が必要なのです。



22

21

印刷イメージ②



乳がんになつても、
医療費を払えないかも
しれないから不安で…

乳がんの治療は、
基本的に保険がききます。

24

あなたのメモ欄

☞ 乳がん・子宮頸がん、あなたの「がん検診記録」

私の診察日は 令和 年(20 年) 月 日 曜日

結果郵送日は 令和 年(20 年) 月 日 曜日

検診内容： 受診機関：

検査結果：

病院名： 担当医の名前：

病院の住所：

病院の電話番号：

☞ 今後の検診予定

〈乳がん・子宮頸がん検診〉

その次の検診は 2 年後 に受けてほしいので

令和 6 年(2024 年)度

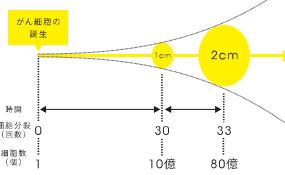
検診内容：

受診機関：

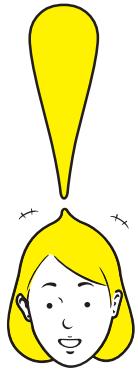
検査結果：

26

がん細胞の成長と時間



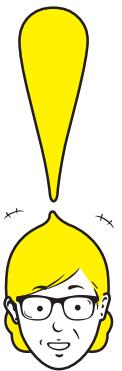
乳がんは、検診の有効性が世界各国で証明されています。がん検診を受けずに、がんが進行すれば、つらい症状が出てくる可能性がありますし、治癒率も減ってしまいます。乳がんでは、たった1つのがん細胞が、1cmになるのに15年以上もかかります。しかし1cmのがんが2cmになるには2年もかかりません。1cm以下のがんは診断が難しいですし、早期の乳がんは2cm以下をさしますので、乳がんを早期に発見するには、2年に1度は検診を受ける必要があることが分かります。



23

たとえば乳がんの放射線治療の治療費は、基本的に保険が適用されますので、3割負担なら、高額療養費制度を使えば、1ヶ月の支払いは、標準的な収入の方であれば、4~8万円程度です。放射線治療は、入院せず、仕事をしながら、外来で治療できる利点もあります。抗がん剤などの化学療法も進歩しており、基本的に保険がききます。

がんの治療は早期に発見できれば、完治の可能性も高く、お金や時間の負担も軽いのです。逆に、がんが、進行して他の臓器に転移すると、治癒はむずかしくなります。その場合は、延命や痛みなどの症状をとることを目的にした治療が行われますが、入院が必要になるなど、時間も費用の負担も増えることが多いのです。



25

相談支援センターは、あなたのために、ともに考え、ともに歩みます。

ご本人やご家族が、がんの治療を受けるうえでの不安や悩み、療養生活や仕事のことについて気軽に相談していただけるよう「相談支援センター」を設置しています。

相談員が皆様のお話を伺い、一緒に考え、課題解決のお手伝いをさせていただきます。

また、お話を伺いし、専門の看護師やスタッフをご紹介させていただきます。

また、相談支援センターでは、ご本人やご家族が得た情報をわかりやすく解説したり、一緒に整理していくお手伝いもしています。

ご相談は相談支援センターに直接お越し頂く方法と、電話でお話を伺う方法があります。

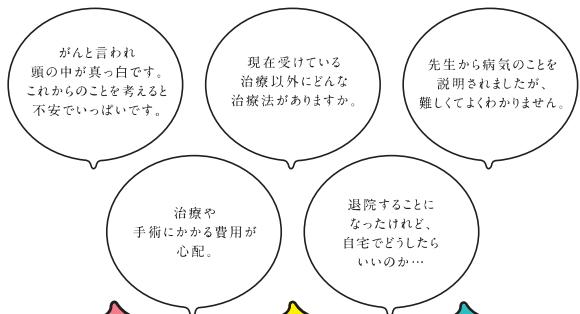


- 相談内容の秘密は厳守いたします。
- 相談することにより不利益が生ずることはございません。
- 相談は無料です。

28

検診の結果、がんとわかっても、けっしてあわてない！

こんな心配ありませんか？



27

あなたの地域の相談支援センター一覧

和歌山県のホームページより参照（令和4年3月現在）

○和歌山県立医科大学附属病院

「がん相談支援センター」

〒641-8510 和歌山市紀三井寺811番地1

電話：073-441-0778（直通）

相談時間：平日 9:00~17:00

○公立那賀病院

「がん相談支援センター」

〒649-6414 紀の川市打田1282番地

電話：0736-78-2340（直通）

相談時間：平日 8:45~17:00

○日本赤十字社和歌山医療センター

「がん相談支援センター」

〒640-8558 和歌山市小松原通4丁目20番地

電話：073-423-6207（直通）

相談時間：平日 9:00~17:00

○橋本市民病院

「がん相談支援センター」

〒648-0005 橋本市小峰台2丁目8番地の1

電話：0736-34-6116（直通）

相談時間：平日 9:00~17:00

○和歌山労災病院

「患者サポートセンター」

〒640-8505 和歌山市木ノ本93番地1

電話：073-451-3181（代表）

相談時間：平日 9:00~16:30

○ひだか病院

「がん相談支援センター」

〒644-8655 御坊市蘭116番地の2

電話：0738-24-1786（直通）

相談時間：平日 9:00~16:00

29

無料受診券で 肝炎ウイルス検診 を受けましょう！



肝炎ってどんな病気？



肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれています。肝炎ウイルスに感染すると、自覚症状がなくても、気付かない間に病気が進展し肝硬変や肝がんに進行する可能性があります。



どうして問題なの？



肝炎とは、肝臓に炎症が生じることで肝臓の細胞が破壊されてしまい、肝臓の働きが悪くなる病気のことです。原因はウイルス性や薬剤性、生活習慣によるものなど多岐にわたります。



どうやって感染するの？



肝炎ウイルスは血液を介して人から人へ感染します。感染経路には母子感染（垂直感染）と輸血等の医療行為や性交渉（水平感染）があります。



どんな検査が必要で、
どこで受けられるの？



肝炎ウイルスの感染は血液検査で分かります。
「これまで肝炎ウイルス検査を受けたことのない方」は裏面の医療機関にて**今年度は無料**で、肝炎ウイルス検診を受けることができます。



肝炎ウイルス検診に関しては
こちらをご覧ください。
(和歌山市ホームページ)



自分自身のために
大切な家族のために
無料受診券を使って肝炎
ウイルス検診を受けてみ
よう！！



もし肝炎ウイルスに感染していても、早期発見し、適切に治療を行うことで、肝炎が治ったり、肝硬変や肝がんへの悪化を防ぐことが可能です。ご自身のため、周りの大切な方のためにも、必ず一度は検査を受け、早期治療につなげましょう。そして結果が「陽性」の場合は、すぐに専門医を受診しましょう。

和歌山市では40歳の方に
無料受診券を配布しています。



封筒(表)



和歌山市保健所 地域保健課 健康づくり班
〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号
電話番号(直通)073-488-5121

重 要

令和7年度和歌山市

無料クーポン券

又は

無料受診券 在中



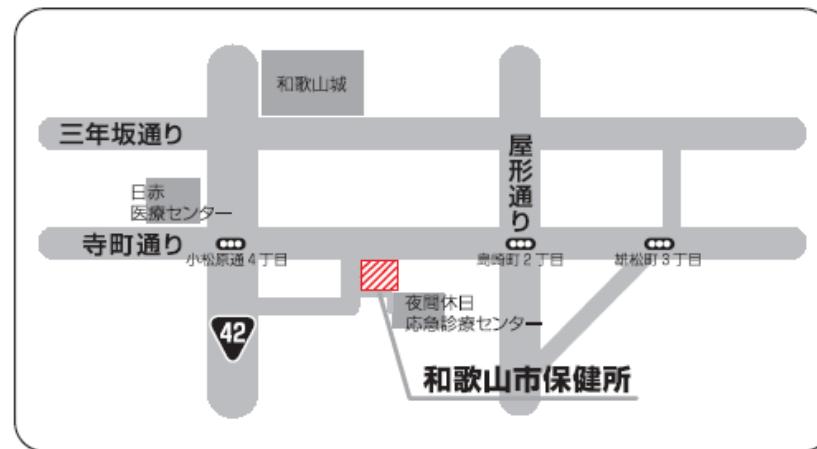
郵便区内特別

☆必ず開封し、中の書類をご確認ください。

封筒(裏)

無料で受診できるのは今回のみ！

有効期限
令和9年3月31日



業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、がん検診及び肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、がん及び肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を目的とする業務について次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) がん検診無料クーポン券及び肝炎ウイルス検診無料受診券等の印刷
- (2) がん検診無料クーポン券及び肝炎ウイルス検診無料受診券等の印字
- (3) がん検診無料クーポン券及び肝炎ウイルス検診無料受診券等の封入封緘

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年6月30日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙がん検診無料クーポン券及び肝炎ウイルス検診無料受診券封入封緘業務仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

第4条（委託金） 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

内、がん検診委託業務	円
肝炎ウイルス検診委託業務	円

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された

場合を含む。)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が2分の1を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう

指導しなければならない。

- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシー遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た

上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。